

高校生年代以下のお子さんがある世帯に、「児童手当制度改正お知らせ」を送付します。※対象年齢のお子さんがある世帯主あてに送付される場合がありますので、ご確認ください。

※本市はこれまで、児童手当の支給対象外となっている方に、市独自の特別児童手当を支給してきましたが、国の児童手当制度が拡充されるため、市独自の特別児童手当は令和6年9月分までとなります。

	改正前 (令和6年9月分まで)	改正後 (令和6年10月分から)
支給対象	中学校修了前までの児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代までの児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)
所得制限	あり	なし
手当月額	○3歳未満：1万5,000円 ○3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：1万円 第3子以降：1万5,000円 ○中学生：1万円 ※児童を養育している方の所得が、所得制限限度額以上かつ所得上限限度額未満の場合、特例給付として月5,000円を支給します。	○3歳未満 第1子・第2子：1万5,000円 ○3歳～高校生年代 第1子・第2子：1万円 ○第3子以降：一律3万円 ※特例給付はなくなり、受給者全員が上記の手当月額になります。
支給月	2月、6月、10月(年3回) ※各前月までの4カ月分を支給します。	偶数月(年6回) ※各前月までの2カ月分を支給します。
第3子以降の算定対象	18歳到達後の最初の年度末まで	22歳到達後の最初の年度末まで

- ▶手続きが必要な方：下記の条件に当てはまる方
(お知らせが届きましたら、お手続きをお願いします)
- 所得上限限度額以上の所得があるため、児童手当の支給対象外となっている方
- 中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方
- 生年月日が平成14年4月2日～平成18年4月1日のお子さんを含む3人以上の児童を養育しており、それにより第3子以降増額を受ける方
- 児童手当を受給中で、算定児童として認定されていない高校生年代の児童を養育している方
- ▶制度改正分の受付期限：初回支給(令和6年12月)に反映するためには、9月30日(月)までの申請が必要です。
- ※今回の改正に係る手続きの最終期限は、令和7年3月31日です。最終期限を過ぎた場合は、令和6年10月分に遡っての手当の支給はできません。
- ▶申請方法：郵送、みらいこども課窓口または電子申請でお申し込みください。
- ※9月30日以前に本市から転出する場合は、転出先の自治体でお手続きをしてください。
- ※公務員の方は、勤務先でお手続きをしてください。

令和6年 第3回市議会定例会日程

☎ 谷和原庁舎議会事務局 (内線 6202)

期日	会議	内容
9月 3日(火)	本会議	開会、議案の上程および説明
9月 5日(木)	本会議	議案の委員会付託
9月 6日(金)	委員会	総務常任委員会
9月 9日(月)	委員会	教育民生常任委員会
9月 10日(火)	委員会	経済常任委員会
9月 11日(水)	委員会	予算決算常任委員会(補正予算)
9月 12日(木)	委員会	予算決算常任委員会
9月 13日(金)	委員会	予算決算常任委員会
9月 17日(火)	委員会	予算決算常任委員会
9月 18日(水)	本会議	一般質問
9月 19日(木)	本会議	一般質問
9月 20日(金)	本会議	一般質問
9月 26日(木)	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

※会期日程は議会運営委員会で協議され、定例会初日の本会議で決定されますので、変更になる場合があります。事前に議会事務局までお問い合わせください。

久保浄水場

夜間更新作業のお知らせ

☎ 谷和原庁舎上下水道課 (内線 5306)

本市では現在、久保浄水場で老朽化した施設の更新工事を行っており、設備の切替作業を9月下旬から順次実施します。これに伴い、水圧が一時的に不安定になり、濁り水が発生する可能性があります。

住民の皆さまへの影響が最小限となるよう作業を行います。濁り水がご家庭の水道管に入らないよう、作業時間中の水の使用はお控えください。

濁り水が出たときは、水を出してきれいになったことを確認のうえ、ご使用ください。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



作業実施日	作業時間	対象地区	作業内容
9月24日(火)～ 10月4日(金)の うち3日間前後	午前0時 ～5時	伊奈地区全域	受変電設備の 改造作業
11月25日(月)～ 12月13日(金)の うち3日間前後	午後11時 ～午前5時		配水設備の 切替作業